

**ISO14001:2004  
口語訳、規格の意図  
及び審査のポイント  
(JIS Q14001:2004対応)**

著 :  経営文化研究所

# 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引(口語訳) (ISO14001:2004/JIS Q14001:2004)

序文	.....	4
1 適用範囲	.....	10
2 引用規格	.....	11
3 用語及び定義	.....	12
4 環境マネジメントシステム要求事項	.....	17
4. 1 規格全般に関する要求事項	.....	17
4. 2 環境方針	.....	19
4. 3 計画	.....	20
4. 3. 1 環境側面(リスク抽出)	.....	21
4. 3. 2 法令及びその他の要求事項(リスク抽出)	.....	24
4. 3. 3 環境目的、目標及び実施計画(抽出されたリスクの管理)	.....	25
4. 4 実施及び運用	.....	27
4. 4. 1 経営資源、役割、責任及び権限	.....	27
4. 4. 2 業務遂行能力、訓練及び自覚	.....	29
4. 4. 3 コミュニケーション	.....	31
4. 4. 4 文書化、手順、記録	.....	32
4. 4. 5 文書管理	.....	35
4. 4. 6 運用管理	.....	36
4. 4. 7 緊急事態への準備、対応	.....	38
4. 5 活動のチェック	.....	39
4. 5. 1 モニタリング、測定	.....	39
4. 5. 2 順守評価	.....	42
4. 5. 2. 1 法令要求事項	.....	42
4. 5. 2. 2 その他の要求事項	.....	42
4. 5. 3 不適合、再発防止策、未然防止策	.....	43
4. 5. 4 記録の管理	.....	45
4. 5. 5 内部監査	.....	46
4. 6 マネジメントレビュー	.....	48

## まえがき

環境マネジメントシステムを深く理解し、組織のシステムへ組み込む必要性をここ数年感じていた。顧客の要求もさることながら、システム構築・運用管理、審査経験を通じて組織のマネジメントシステムを構成する各プロセスには、様々な側面があり特に広く社会のニーズを考慮した場合、環境側面の管理は必須であると実感した。

これらを実現する為に品質マネジメントシステム同様、規格の意図を正しく理解するためにISO版(英語)の翻訳を試みた。ご愛読いただいた皆様のご批判ご感想を是非いただき、改訂要と判断した場合には改訂することを前提として、初版を発行した。

平成24年2月1日

経営文化研究所  
代表 三角 忠茂

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 4 Environmental management system requirements

### 4.1 General requirements

The organization shall establish, document, implement, maintain and continually improve an environmental management system in accordance with the requirements of this International Standard and determine how it will fulfill these requirements.

The organization shall define and document the scope of its environmental management system.

### 口語訳

#### 4 環境マネジメントシステム要求事項

##### 4.1 規格全般に関する要求事項

組織はこの国際規格の要求事項に従って環境管理体制を構築し、文書化し、規定した方法に則り実施し、かつ評価、見直しを通して維持・管理し、絶え間なく改善し、それらに必要な具体的活動又はプロセスを判断し決定しなければなりません。

組織は、環境管理体制の適用範囲を明らかにして文書化しなければなりません。

### 規格の意図

この国際規格に従って環境管理体制を運用管理することは、それらの運営管理活動が結果として環境パフォーマンスの改善へ寄与することを意図しています。よって、この国際規格は改善の機会を特定してそれを間違いないものにするため、組織が定期的にシステムをレビュー(点検・確認)し、評価を実施することを前提としています。絶え間ない改善の進捗具合、範囲及び期間は、経済的及び他の状況を考慮して組織が決定します。絶え間ないシステムの改善が、環境パフォーマンスの更なる改善へつながることを目指しています。

この国際規格は、以下の事項の確かな実施を組織に要求しています。

- a) 適切な(4.2章参照)環境方針を確立すること
- b) 著しい環境側面を決定する際、組織の過去、現在及び計画中の活動、製造している製品、提供しているサービスの要素を考慮してまず環境側面の特定を実施すること
- c) 組織活動へ適用される法令要求事項及び組織が賛同するその他の要求事項を明らかにすること
- d) 優先順位付けした適切な環境目的、目標を制定し明らかにすること
- e) 環境方針の確かな実施、環境目的、目標の達成、これらに必要な組織体制及び計画を構築すること
- f) 環境方針の実施を促進し、環境管理体制が全ての要求事項を満たしていることを間違いないものとするために、P:計画、D:実施・管理、C:モニタリング・内部監査、A:マネジメントレビュー、再発防止策、未然防止策、PDCAサイクルをスパイラルアップさせること
- g) 組織周辺の状況の変化に適時、適切に対応すること

## 規格の意図

組織の経営管理体制に環境管理という側面が現在何ら存在しない場合は、システム構築に当たってまずレビュー(調査)を実施して、環境管理に関する組織の現状を正しく把握することが望ましい。この場合のレビューの目的は、環境管理体制を構築する際の必要な情報を得て、組織の活動、プロセス及びそれらの結果全ての環境側面を明らかにすることです。

この場合のレビューを実施する際は、以下の4点を考慮することが望ましい。

- 1.通常時の状況、始業時又は非活動時を含む非通常時の状況、緊急事態(4.7章参照)及び事故などに伴う環境側面について
- 2.組織活動へ適用される法令・規制要求事項及び組織が賛同するその他の要求事項について
- 3.購買、アウトソース(外注)管理を含む、既導入済み環境管理体制で規定された方法(手順/取決め)の検証について
- 4.組織又は他の組織が過去に経験した緊急事態及び事故の評価(潜在的リスクの特定)について

このレビューを実施するためのツール及び方法には、組織の活動、プロセス及び結果に応じてチェックリスト、面談、検査、測定、過去の監査/検査/調査の結果、又は他の目的で実施したレビューの結果も参考することもいいかもしれません。

組織は環境管理体制の適用範囲を決める自由度と柔軟性をもち、この国際規格を組織全体に適用させるか又は特定の事業単位に適用させるかを選択する権利をもっています。組織はそれらの決定結果について、文書化しなければなりません。適用範囲を定める目的は組織の環境管理体制の境界を明らかにすることで、特に同一敷地内で組織の一部を適用範囲とした場合必要です。適用範囲内の全ての組織の活動、プロセス及びそれらの結果は環境管理体制に含まれる必要があります。適用範囲を決める権利は組織が有しますが、組織の環境管理体制への信頼性はその適用範囲に依存することに留意すべきです。もしも、組織の一部を環境管理体制の適用範囲から除外するとした場合は、組織はそのことに関して信頼性が損なわれないことを説明可能でなければなりません。また、特定の事業単位を適用範囲とする場合は、組織の他部署/プロセスで計画された方針及び手順がその特定の事業単位に適用されるのであれば、この国際規格の要求事項に適合していると評価され得ます。

## 審査のポイント

- ・適用範囲は、①サイト、②環境側面の対象となる活動、製品及びサービス、③組織範囲(本来業務を含む)、④必要な人的資源について明確か
- ・適用範囲外について、その内容及び理由は明確か
- ・マネジメントシステムは、要求事項を確實に実施されるように、具体的責任と権限、方法及び手順は明確か

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 規格の意図

著しい環境側面に関する情報を取りまとめる際には、それらの情報を組織の環境管理体制の計画及び実施プロセスでどのように利用するか予め決めておき、それら一連の活動がトース(後で追跡可能なように)出来るよう保持することが望ましい。

環境側面の特定及び評価のプロセスは、活動の場(周辺環境含む)、現状を正しく知る為の分析に要するコスト(費用・時間)及び結果として信頼できるデータが得られるかどうかを考慮し実施することが望ましい。決して詳細なライフサイクルアセスメントを要求しているわけではありません。例えば、規制又は他の目的で収集・分析している情報を利用しても構いません。環境側面を特定し評価するこのプロセスは、組織へ新たな法令要求をする意図はありません。

## 審査のポイント

- ・適用範囲内のすべての活動、製品及びサービスを対象に環境側面は特定されているか
- ・購買・アウトソースなどの間接的に影響を及ぼすことができる環境側面、設計・開発を実施している場合の製品又はサービスにかかる環境側面についても特定され、環境影響評価されているか
- ・著しい環境側面決定の手順は、矛盾がない一貫して結果のてる方法で実施されているか
- ・環境側面、著しい環境側面に関する情報は、文書化され最新の状況になっているか
- ・特定された著しい環境側面は洩れなく、マネジメントシステムで管理されているか  
(例えば、目的、目標、実施計画、業務遂行能力、外部へのコミュニケーション、運用管理  
緊急事態、モニタリング・測定)

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 4 Environmental management system requirements

### 4.3 Planning

#### 4.3.2 Legal and other requirements

The organization shall establish, implement and maintain a procedure(s)

- a) to identify and have access to the applicable legal requirements and other requirements to which the organization subscribes to its environmental aspects, and
- b) to determine how these requirements apply to its environmental aspects.

The organization shall ensure that these applicable legal requirements and other requirements to which the organization subscribes are taken into account in establishing, implementing and maintaining its environmental management system.

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.3 計画

##### 4.3.2 法令及びその他の要求事項(リスク抽出)

組織は以下の事項に必要な手順を規定し、確実に実施し、レビューし、必要な場合改訂しなければなりません。

- a)組織の環境側面に関する適用される法令要求事項及び組織が賛同するその他の要求事項を明らかにして、参照可能な状態にしなければなりません
- b)これらの要求事項を組織が判断し、決定した環境側面にどうように適用するかを判断し、決定しなければなりません

組織は環境管理体制を構築し、間違いなく実施し、維持する上で、これらの法令要求事項及び組織が賛同するその他の要求事項を必ず考慮しなければなりません。

## 規格の意図

組織は、環境側面に適用される法令要求事項を明らかにする必要があります。これには以下を含むこともあります。

- 1)国内、国際的な法令要求事項
- 2)都道府県及び省庁の法令要求事項
- 3)地方自治体の規制要求事項

組織が賛同し得るその他の要求事項の例として、以下を含むこともあります。

- 1)公的機関との合意
- 2)顧客との合意
- 3)規制以外の指針
- 4)自発的な原則又は行動規範

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 規格の意図

- 5) 自発的な環境マーク/ラベル又はプロダクトスチュワードシップ(製品のライフサイクル全体の関係者、つまり製造者、小売業者、ユーザーそして処分者らが製品による環境影響を低減する責任を負うという考え方)に関する決意表明/約束
- 6) 業界団体の要求事項
- 7) 地域社会、グループ又はNGOとの合意
- 8) 組織又は親組織の公表した決意表明/約束
- 9) 法人組織/会社の要求事項

法令及びその他の要求事項を組織の環境側面にどのように適用するかの決定は、一般的にはこれら法令及びその他の要求事項を明らかにする過程で実施されます。よって、それらの環境側面への適用の決定のためだけの手順を規定する必要はないかもしれません。

## 審査のポイント

- ・環境側面に適用される法規制、賛同した公害防止協定や近隣協定は具体的な要求内容と併せて特定されているか
- ・法規制、賛同したその他の要求事項の要求内容は、例えば一覧表又は他の手順書の中などで従事者などにも理解できる形で具体的に示されているか
- ・一時サイトにおいても上記状態であるか

## 4 Environmental management system requirements

### 4.3 Planning

#### 4.3.3 Objectives, targets and programme(s)

The organization shall establish, implement and maintain documented environmental objectives and targets, at relevant function and levels within the organization.

The objectives and targets shall be measurable, where practicable, and consistent with the environmental policy, including the commitments to prevention of pollution, to compliance with applicable legal requirements and with other requirements to which the organization subscribes, and to continual improvement.

When establishing and reviewing its objectives and targets, an organization shall take into account the legal requirements and other requirements to which the organization subscribes, and its significant environmental aspects. It shall also consider its technological options, its financial, operational and business requirements.

And the views of interested parties.

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 4 Environmental management system requirements

### 4.3 Planning

#### 4.3.3 Objectives, targets and programme(s)

The organization shall establish, implement and maintain a programme(s) for achieving its objectives and targets. Programme(s) shall include.

- a) designation of responsibility for achieving objectives and targets at relevant function and levels of the organization, and
- b) the means and time-frame by which they are to be achieved.

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.3 計画

##### 4.3.3 環境目的、目標及び実施計画(抽出されたリスクの管理策)

組織は組織内の適切な部署や階層において、文書化された環境目的、目標を設定し、実施し、かつ維持しなければなりません。

目的、目標は可能な場合測定でき、汚染の予防、適用可能な法令要求事項、組織が賛同するその他の要求事項の順守及び絶え間ない改善に関する決意表明/約束を含め、組織の環境方針に整合していなければなりません。

目的、目標を設定しレビューする時に組織は、法令要求事項、組織が賛同するその他の要求事項及び著しい環境側面を考慮(目的、目標が維持か)しなければなりません。また技術的選択肢、財政上、運用上、事業遂行上の許容範囲及び利害関係者の意見/期待も考慮しなければなりません。

組織は、目的、目標を達成するための実施計画を設定し、実施し、かつ維持しなければなりません。その実施計画には以下の事項を含めなければなりません。

- a)組織内の適切な部署や階層において目的、目標を達成するための責任の明示
- b)達成方法及びタイムスケジュール

## 規格の意図

環境目的、目標は判り易く可能な場合測定できることが望ましく、短期、又は中長期的組織の取り組むべき課題を含むことが望ましい。

組織が技術的選択肢を検討する場合、経済的に選択可能で、費用対効果が見込まれ、かつ適切との判断ができる時には、一番有益な技術的選択肢の適用を考慮することが望ましい。組織の財政上の許容範囲に言及しているのは、決して組織に環境原価会計手法の使用を義務付けしようとしていません。

一つ又は複数の実施計画の作成及び活用は、環境マネジメントシステム運用管理を成功へ導くために重要です。各実施計画には、タイムスケジュール、必要となる経営資源及び推進責任者を含めた達成方法を明記することが望ましい。実施計画は組織運用上の特定の要素を取り扱うことを前提に、細分化してもいいかもしれません。

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 規格の意図

実施計画には適切で適用可能な場合、業務計画立案、設計・開発、生産実施、マーケティング及び処分/廃棄の各段階も検討することが望ましい。(該当する全ての業務プロセスの考慮)これらの段階(業務プロセス)は、現在の活動、新規の活動(製品の製造又はサービス提供)にみられます。製品の製造については設計・開発、材料投入、生産工程、使用及び最終処分が該当し、生産設備の据付、生産工程の重要な変更については生産計画、設計・開発、工事、操業開始時、連続操業時及び操業停止時等に検討することが望ましい。

## 審査のポイント

- ・各部署で目的、目標は文書化され(例えば、目的・目標一覧表など)、実施されているか
- ・その目的、目標には、著しい環境側面は極力取り込まれ、基準値ぎりぎりで逸脱が懸念される法令要求事項などについても極力改善できる計画になっているか
- ・目的、目標に取り込まなかった著しい環境側面は維持管理の対象になっているか
- ・目的、目標を達成できる適切な手段を含む実施計画になっているか
- また未達になる可能性が大きい場合、達成できるように実施計画は変更されているか

## 4 Environmental management system requirements

### 4.4 Implementation and operation

#### 4.4.1 Resources, roles, responsibility and authority

Management shall ensure the availability of resources essential to establish, implement, maintain and improve the environmental management system. Resources include human resources and specialized skills, organization infrastructure, technology and financial resources.

Roles, responsibilities and authorities shall be defined, documented and communicated in order to facilitate effective environmental management.

The organization's top management shall appoint a specific management representative(s) who, irrespective of other responsibilities, shall have defined roles, responsibilities and authority for

- a) ensuring that an environmental management system is established, implemented and maintained in accordance with the requirement of this International Standard,
- b) reporting to top management on the performance of the environmental management system for review, including recommendations for improvement.

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.4 実施及び運用

##### 4.4.1 経営資源、役割、責任及び権限

経営層は環境マネジメントシステムを構築し、実施し、維持し、改善するために不可欠な経営資源を間違いなく利用できるようにしなければなりません。経営資源には人的資源、専門的な技能、組織固有の構造、設備・装置、技術及び財政的支援を含みます。

環境マネジメントシステムを効果的に実施するために、各自の役割、責任及び権限を明らかにして、それらを文書化してかつ組織内へ周知、徹底しなければなりません。

経営層は、このマネジメントシステムの管理責任者（複数でも可）を任命しなければなりません。管理責任者には以下の事項に関する役割、責任と権限を現有のポジションに関係なく与えなければなりません。

- a)この国際規格の要求事項に従い、環境マネジメントシステムを構築し、実施し、維持されることを間違いなく行う
- b)改善提案の実施を含めてマネジメントレビューへの必要な情報として、経営層に環境パフォーマンスを報告する

## 規格の意図

環境マネジメントシステムを効果的に実施するためには、組織内の人又は組織外の人々が決意表明/約束をすることが必要です。よって、環境管理に関する役割、責任と権限は環境マネジメントシステム適用範囲の部署に限定したものではなく、他の運用管理又はスタッフ部署など、組織の他の機能にも持たせることが望ましい。

この決意表明/約束はまず、経営層から実施するのが望ましい。そのことにより経営層は、環境方針を制定し、環境マネジメントシステム実施を確かなものにすることが望ましい。この決意表明/約束の一環として経営層は、環境マネジメントシステムを効果的に実施するために、明らかにした責任及び権限を付与した管理責任者（複数でも可）を任命することが望ましい。（大規模又は複雑な業務プロセスを有する組織では、複数の管理責任者が任命され、一方中小企業の場合は一個人が担うかもしれません）また、経営層は環境マネジメントシステムの構築、実施及び維持を確かなものにするために、組織固有の構造、設備・装置等の適切な経営資源を確実に準備することが望ましい。組織固有の構造、設備・装置等の具体的例としては、建物、通信回線、地下タンク、排水施設などが上げられます。

さらに環境マネジメントシステムの成功の鍵となる各自の役割、責任と権限は適切に明らかにされ、組織で働く全ての人々に周知、徹底されることが重要です。

## 審査のポイント

- ・マネジメントを効果的に実施するために、環境上の役割・責任・権限は規定され記述され、周知されているか
- ・管理責任者は、改善提案を提示しているか

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 4 Environmental management system requirements

### 4.4 Implementation and operation

#### 4.4.2 Competence, training and awareness

The organization shall ensure that any person(s) performing takes for it or on its behalf that have the potential to cause a significant environmental impact(s) identified by the organization is (are) competent on the basis of appropriate education, training or experience, and shall retain associated records.

The organization shall identify training needs associated with its environmental aspects and its environmental management system. It shall provide training or take other action to meet these needs, and shall retain associated records.

The organization shall establish, implement and maintain a procedure(s) to make persons working for it or on its behalf aware of

- a) the importance of conformity with the environmental policy and procedure(s) and with the requirements of the environmental management system,
- b) the significant environmental aspects and related actual or potential impacts associated with their work, and the environmental benefits of improved personal performance,
- c) their roles and responsibilities in achieving conformity with the requirements of the environmental management system, and
- d) the potential consequences of departure from specified procedures.

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.4 実施及び運用

##### 4.4.2 業務遂行能力、訓練及び自覚

組織が特定した組織活動において、著しい環境影響の原因と成り得る業務実施者又は組織外の実施者全ては、それらに必要な適切な教育、訓練、経験及び資格の有無を判断の根拠として、必要な業務遂行能力が実施者全てに間違いなく備わっているようにしなければなりません。これらに関する記録は保持しなければなりません。

組織はそれらによる環境側面、環境マネジメントシステム運用管理に必要な訓練の必要性を明らかにしなければなりません。組織は必要とされた訓練の機会を設けるか、他の処置を実施しなければなりません。これらに関する記録は保持しなければなりません。

組織は組織内の人又は組織のために働く人々全てに、以下の事項を自覚させる手順を規定し、実施し、維持しなければなりません。

- a) 環境方針、実施手順及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性について
- b) 各自の仕事と著しい環境側面との関わり、顕在化した又は潜在的環境影響及び業務改善実施による環境へのメリットについて

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.4 実施及び運用

##### 4.4.2 業務遂行能力、訓練及び自覚

c) 環境マネジメントシステム要求事項への適合を達成するために必要な各自の役割、責任について  
d) 規定した実施手順を守らなかった場合に想定される影響について

## 規格の意図

組織は組織内で業務を遂行する責任と権限を有する全ての人々が、環境マネジメントシステムを適切に運用管理するのに必要な自覚、知識、理解及び技能を明らかにすることが望ましい。この国際規格は以下の事項を要求しています。

- a) 組織が特定した著しい環境影響の原因とそれらの可能性のある業務を遂行する人は、必要な業務遂行能力がある
- b) 訓練実施の必要性が明らかにされ他の処置を実施することにより、必要な訓練を間違いなく実施する
- c) 組織内で働く全ての人々が環境方針、組織の環境マネジメントシステムを正しく理解し、各自の仕事によって影響を受ける可能性がある活動、製品及びサービスそれぞれの環境側面を自覚する

自覚、知識、理解及び業務遂行能力は、訓練、教育又は経験を通じて習得又は改善されることがあります。

組織は組織で働く派遣/契約者に、必要な業務遂行能力がある事実又は適切な訓練を受けている事実を実証するよう求めることが望ましい。

経営層は要員の能力、特に専門的な環境マネジメントに関する業務を遂行する者の能力を、それらに必要な経験、遂行能力及び訓練のレベルを予め明らかにして決定することが望ましい。

## 審査のポイント

- ・著しい環境影響の原因となる可能性がある作業は何であるか特定されているか
- ・著しい環境影響の原因となる可能性がある作業は、適切な業務遂行能力が備わった者が従事しているか、また著しい環境影響の原因となる可能性がある作業に従事する組織のために働くすべての人にも同様に適用されているか
- ・業務遂行能力に関する記録は作成され、保管されているか
- ・環境側面、EMSに関する教育・訓練ニーズは明確か
- ・組織のために働くすべての人にも、自覚するための手順は規定され、実施されているか

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.4 実施及び運用

##### 4.4.6 運用管理

組織はいかなる状況でも、運用管理を間違いなく実施するために、環境方針、目的、目標に繋がっている特定した著しい環境側面に関する運用管理を明らかにして、計画し、実施しなければなりません。

- a)組織の環境方針、目的、目標から逸脱する可能性がある状況を管理するために、文書化された手順を規定し、実施し、維持しなければなりません(組織内管理)
- b)その手順には運用基準(管理基準)を含まれなければなりません
- c)組織が活動に用いる部材及び受けるサービスの特定された著しい環境側面を運用管理する手順を規定し、実施し、維持しなければなりません、また派遣又は契約者も含めて、供給者と適用可能な手順、要求事項についてコミュニケーションしなければなりません(供給者管理)

## 規格の意図

組織は特定した著しい環境側面の様々な運用管理について評価を実施し、また環境方針、目的、目標を達成する活動に伴う有害な影響を管理又は低減する方法で、間違いなくこれらを実施することが望ましい。これらについては、メンテナンス活動を含むあらゆる活動に適用することが望ましい。環境マネジメントシステムの運用管理は、日々の組織活動にマネジメントシステムの要求事項をどのように組み込むかを示唆しているので、4.4.6 a)で組織の環境方針、目的、目標から逸脱する可能性がある状況を管理するために、文書化された手順の規定及び適用を要求しています。

## 審査のポイント

- ・その部署における著しい環境側面に関する業務は何であるかが明確になっているか
- ・著しい環境側面に関する業務の内、目的、目標を達成するために、或いは法令順守のために必要な文書は規定されているか、管理基準は明確か
- ・組織の購入品及びアウトソースに関連する(影響を及ぼし得る)著しい環境側面はあるか無いか。これらに関する手順を取引先へ伝え、管理は依頼されているか

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 4 Environmental management system requirements

### 4.4 Implementation and operation

#### 4.4.7 Emergency preparedness and response

The organization shall establishing, implementing and maintain a procedure(s) to identify potential emergency situations and potential accidents that can have an impact(s) on the environmental and how it will respond to them.

The organization shall respond to actual emergency situation and accidents and prevent or mitigate associated environmental impacts.

The organization shall periodically review and, where necessary, revise its emergency preparedness and response procedures, in particular, after the occurrence of emergency situation.

The organization shall also periodically test such procedures where practicable.

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.4 実施及び運用

##### 4.4.7 緊急事態への準備、対応

組織は環境へ何らかの影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態及び事故を明らかにするため、また明らかにした緊急事態及び事故にどのように対応するかの手順を規定し、実施し、維持しなければなりません。

組織はそれらが顕在化した場合、手順に基づき対応しそれに伴う有害な環境影響を予防、低減しなければなりません。

組織はこの手順を定期的、特に緊急事態及び事故発生後にはレビューして、必要な場合改訂しなければなりません。また組織は、実施可能な範囲でこの手順を定期的にテストし(有効性確認)、レビューしなければなりません。

## 規格の意図

各組織活動に伴う必要性と整合した緊急事態への準備、対応に関する手順を規定することは、組織自身の責任となります。その手順を検討する際には、以下の事項を考慮することが望ましい。

- 1) 可燃性液体、貯蔵タンク、圧縮ガスなどの現場危険物の性質、流失又は放出事故の際に取るべき対処方法について
- 2) 緊急事態又は事故で最も起こりやすい類型、規模について
- 3) 緊急事態又は事故への最適な対処方法について
- 4) 内部及び外部コミュニケーションに関する計画について

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.5 活動のチェック

##### 4.5.1 モニタリング、測定

組織は、著しい環境影響が起こる可能性のある(方針でコミットされた全て)マネジメントシステムの運用のキーとなる指標を定期的にモニタリング、測定するための手順を規定し、実施し、維持しなければなりません。

この手順には実施するモニター行為、適用できる運用管理及び組織の環境目的、目標との適合をモニタリングするため記録された情報を含めなければなりません。

組織がモニタリング、測定に使用する機器類は校正又は検証済みであることが必要で、それらの維持を確かなものにしなければなりません。実施した校正、検証の記録を保持しなければなりません。

## 規格の意図

各組織の運用管理には独自の様々な指標があります。例えば、廃水放出をモニタリング、測定する指標には生物的酸素要求量、化学的酸素要求量、温度、酸性度などがあります。

モニタリング、測定から得られたデータは、そのパターン(動態)を同定でき、状況(状態)に関する情報を収集、分析できます。この情報から得られた知見は、再発予防策、未然防止策を有効に活用するために利用できます。

キーとなる指標は、どのようにして著しい環境側面を管理し、目的、目標を達成し、環境パフォーマンスを改善するのかを、明らかにして決定するために考慮すべき管理ポイントです。

測定結果の妥当性を保証することが必要な場合は、使用する測定機器は定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準と照合して、校正又は検証することが望ましい。もしも、そのような計量標準が無い場合は、校正に用いた根拠も併せて記録することが望ましい。

## 審査のポイント

- ・著しい環境影響をもつ可能性がある作業のキーとなる特性は何であるかが明確か
- ・モニタリング、測定の手順は、目的、目標の達成度、維持管理状況、法規制にかかる項目など主要な特性を含み、その測定結果を記録することを含んで規定されているか
- ・法規制を含むキーとなる特性は、校正された測定機器を用いて測定されているか

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 4 Environmental management system requirements

### 4.5 Checking

#### 4.5.3 Nonconformity, corrective action and preventive action

The organization shall establish, implement and maintain a procedure(s) for dealing with actual and potential nonconformity(ies) and taking corrective action and preventive action.

The procedure(s) shall define requirements for

- a) identifying and correcting nonconformity(ies) and taking action(s) to mitigate their environmental impacts,
- b) investigating nonconformity(ies), determining their cause(s) and taking action in order to avoid their recurrence,
- c) evaluating the need for action(s) to prevent nonconformity(ies) and implementing appropriate actions designed to avoid their occurrence,
- d) recording the results of corrective action(s) and preventive action(s) taken, and
- e) reviewing the effectiveness of corrective action(s) and preventive action(s) taken.

Action taken shall be appropriate to the magnitude of the problems and the environmental system documentation.

The organization shall ensure that any necessary change are made to environmental management system documentation.

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.5 活動のチェック

##### 4.5.3 不適合、再発防止策、未然防止策

組織は潜在的、顕在化した不適合に対応するため及び、再発防止策、未然防止策を実施する手順を規定し、実施し、維持しなければなりません。その手順には、以下の要求事項も含めなければなりません。

- a) 不適合を明らかにして、修正を実施して、環境影響を緩和するための処置を実施すること
- b) 不適合を調査して、原因を究明し、再発防止策を実施すること
- c) 不適合の未然防止策の必要性を評価して、その発生を防止するために計画された有効な処置を実施すること
- d) 実施した再発防止策、未然防止策の結果を記録すること
- e) 実施した再発防止策、未然防止策の有効性をレビューすること

実施した処置は問題の大きさ、派生した環境影響に見合った処置でなければなりません。

組織は実施した処置によるシステムのいかなる変更も、環境マネジメントシステム関連文書へ間違いなく反映させなければなりません。

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 規格の意図

不適合の性質にも依りますが、この要求事項に対応する手順を規定することで、組織は最小限の有効な処置計画で目的を達成できる可能性を持ちますが、場合によってはその活動が複雑で長期に及ぶ場合もあるかもしれません。処置に関する文書、記録の程度は、処置の性質にふさわしいものであるといいかもしれません。

## 審査のポイント

- ・組織にとって何を要求事項と考え、何を不適合としているか明確か、事例はあるか
- ・検出された不適合に対して、修正、環境影響の緩和、原因の特定及びその原因を除去するための再発防止策は手順に従い適切に実施されているか
- ・将来起こり得る不適合を認識し、未然防止策は有効に機能しているか
- ・取られた処置はその効果が確認、記録され、その結果に関係する手順書も改訂されているか

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.5 活動のチェック

##### 4.5.5 内部監査

組織は環境マネジメントシステムについて以下の事項が適切かどうかを判断する為に、予め計画した間隔で内部監査を実施しなければなりません。

1)組織の環境マネジメントシステムについて以下の事項を判断し、明らかにする

a)この国際規格の要求事項を含め、組織が環境マネジメントシステムを運用管理するために規定した取り決めが組織の環境に対する目的に対して適合しているか、否か

b)取り決めを規定した通り実施し、維持しているか、否か

2)内部監査の結果(所見、結論)を経営層に報告する

監査実施計画は運用管理上の重要性(影響の大小)、前回までの監査結果を考慮して、立案し、策定し、実施し、維持しなければなりません。

以下の事項に関し監査手順を規定し、実施し、維持しなければなりません。

1)監査計画の立案、策定及び実施、結果の報告、監査に関する記録の保持に関する責任と権限について

2)監査基準、適用範囲、監査の頻度、実施方法の決定について

監査員の選定、監査の実施に際しては、監査プロセスの客観性、公平性及び独立性に留意しなければなりません。

## 規格の意図

環境マネジメントシステムの内部監査は組織内の人、又は組織で働く組織外の人によって実施可能です。いずれの場合であっても監査を実施する人は、監査遂行能力を供え、公平でかつ客観的に監査が実施できる立場であることが望ましい。中小規模の組織の場合監査員の独立性は、監査員が監査対象となる活動に関して責任を負ってないことで実証可能です。

## 審査のポイント

- ・内部監査はパフォーマンス、順法が主目的となっているか
- ・監査プログラムとして内部監査年間計画が策定され、これをベースに個々の内部監査が予め計画された通り、実施計画が作成され、実施されているか
- ・実施計画は、前年度までの不適合、苦情の発生状況、新設又は改定された法令の内容などを考慮した内容となっているか
- ・監査プロセスの客観性、公平性及び独立性を担保する手順・方法が内部監査手順の中で明確か

# 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引

## 4 Environmental management system requirements

### 4.6 Management review

Top management shall review the organization's environmental system, at planned intervals, to ensure its continuing suitability, adequacy and effectiveness. Review shall include assessing opportunities for improvement and the need for change to the environmental management system., including the environmental policy and environmental objectives and targets. Records of the management review shall be retained.

Input to management review shall include

- a) results of internal audits and evaluations of compliance with legal requirements and with other requirements to which the organization subscribes,
- b) communication(s) from external interested parties, including complaints,
- c) the environmental performance of the organization,
- d) the extent to which objective and preventive actions,
- e) status of corrective and preventive actions,
- f) follow-up actions from previous management review,
- g) changing circumstances, including developments in legal and other requirements related to its environmental aspects, and
- h) recommendation for improvement.

The outputs from management review shall include any decisions and actions related to possible changes to environmental policy, objectives, and other elements of the environmental management system, consistent the commitment to continual improvement.

## 口語訳

### 4 環境マネジメントシステム要求事項

#### 4.5 マネジメントレビュー

経営層は組織の環境マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で(目的に対してフィットしている)、さらに効果的であることを評価するために、計画した通りに環境マネジメントシステムをレビューしなければなりません。このレビューでは環境方針、環境目的、目標及び環境マネジメントシステムの改善の機会、変更すべき点の有無の評価も含め実施しなければなりません。マネジメントレビュー実施の記録は、保持されなければなりません。

マネジメントレビューで評価する情報には、以下を含めなければなりません。

- 1) 内部監査の結果、法令要求事項、組織が賛同するその他の要求事項の順守評価の結果について
- 2) 苦情を含む外部の利害関係者からのコミュニケーションについて
- 3) 環境パフォーマンスについて
- 4) 環境目的、目標の達成度について
- 5) 再発防止策、未然防止策の状況について

---

**ISO14001:2004 口語訳  
(JIS Q14001:2004対応)**

定価:本体3,200円(税込)

平成24年2月1日 第0版発行  
平成24年4月1日 第0.1版発行  
平成24年5月1日 第1版発行

著 者 経営文化研究所 代表 三角 忠茂  
発行所 経営文化研究所  
〒860-0085 熊本県熊本市高平1丁目5-15  
<http://www.keieibunka.com>  
mail :k-daihyo@keieibunka.com

印 刷 ピークリエイト  
製 作 ピークリエイト